



町からみなさんへの大切なお知らせです。



令和 5・6 年度入札参加資格審査申請受付

問 財政課 公有財産係（内線 1202）

令和 5・6 年度に川俣町が行う建設工事、物品購入等に係る競争入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

■受付期間 11 月 1 日(火)～12 月 16 日(金)

■申請区分 ①建設工事②製造の請負（工事に係る資材販売含む）③業務委託（測量・調査・設計・清掃・管理等）④物品の買入れ・修繕

■資格有効期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（2 年間）

■申請様式 川俣町ホームページからダウンロードするか、財政課公有財産係までお問い合わせください。

■提出方法 原則郵送（当日消印有効）。申請書類は全て A4 フラットファイルに綴り込み、返信用封筒（長 3 封筒、84 円切手貼付）を同封して提出してください。

12 月特設人権相談所の開設について

問 町民税務課 町民係（内線 1305）

■日時 12 月 8 日(木)（人権週間）午後 1 時～3 時

■場所 川俣町役場 1 階 相談室 1

■内容 家族の問題（家庭内暴力など）、近隣関係の問題、学校・職場の問題（セクハラ、パワハラ、体罰、いじめなど）インターネットでの誹謗中傷、差別など

■相談員 人権擁護委員（5 名）菅野浩市郎、遠藤貴美子、佐藤常幸、菅野弓子、渡邊礼子※なお、人権擁護委員は、いつでも皆さんの相談に応じています。相談内容の秘密は守ります。相談は無料です。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施

問 福島地方方法務局人権擁護課（Tel 534-1994）

福島地方方法務局と福島県人権擁護委員連合会は、11 月 18 日(金)から 11 月 24 日(木)までの 7 日間、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るため、電話相談の取組を強化します。秘密は守られます。相談は、人権擁護委員及び法務局職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。なお、強化週間の期間以外の日（土・日・祝日を除く。）においても、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、相談に応じていますので、ご利用ください。

■期間 11 月 18 日(金)～11 月 24 日(木)までの 7 日間

■時間 午前 8 時 30 分～午後 7 時まで

（ただし、11 月 19 日(土)・11 月 20 日(日)および 11 月 23 日(水)は午前 10 時～午後 5 時まで）

■電話番号 0570-070-810（全国共通ナビダイヤル）

マイナポイント第 2 弾の申請期限は 12 月末

問 町民税務課 町民係（内線 1305）

マイナポイント第 2 弾のお申込みの対象となるマイナンバーカードの申請期限は、令和 4 年 12 月末までとなります。まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、ぜひ期間内に申請してください。（マイナポイントの申込み期限は令和 5 年 2 月末です。）カードの申請から受取までに約 1 か月かかりますので、余裕をもって申請してください。申請方法には、①パソコンによる申請②スマートフォンでの申請③郵便による申請方法があります。また、役場で写真撮影し、申請することもできますので、希望される場合は、必ず電話にて、予約するようお願いいたします。下記のホームページにて、申請方法を確認することができますので、作成予定の方は、ご確認ください。



マイナンバーカード総合サイト

消費税のインボイス制度に関する説明会

問 福島税務署法人課税第 1 部門（Tel 503-2417）

税務署では、事業者の方を対象に消費税のインボイス制度説明会を開催します。説明会は、事前予約制により、各回とも定員になり次第、受付を終了します。会場駐車場は、利用台数に限りがありますので、公共の交通機関等をご利用ください。

■会場 福島税務署 2 階大会議室（福島市森合 16-6）

■定員 各 18 名

■日時 11 月 24 日(木)/12 月 15 日(木)

①午前 10 時 30 分～11 時 30 分

主に消費税の課税事業者の方向け

②午後 1 時 30 分～2 時 45 分

主に消費税の免税事業者の方向け

「家屋の除去届」、「家屋の所有者変更届」を忘れずに

問 町民税務課 税務係（内線 1302）

住宅・物置・工場・倉庫等の建物を取り壊した場合には必ず「家屋の除去届」を提出してください。（登記されている建物で、取り壊した年の 12 月末日までに滅失の登記が完了される場合には「家屋の除去届」の提出は不要です。）届出がない場合、家屋課税台帳から抹消されず、翌年度以降も固定資産税が課税されます。また、登記されていない建物で、所有者の変更（相続・売買・贈与など）があった場合にも必ず「家屋の所有者変更届」を提出してください。届出がない場合、翌年度以降も変更前の所有者に固定資産税が課税されます。

税務係に所定の届出用紙がありますので、12 月 28 日(水)までに忘れずに届出をお願いします。



行政

今月の行政相談の日程

問 総務課 文書広報係（内線 1104）

- 日時 11月15日(火) 午後1時30分～4時
 - 場所 川俣町役場1階 相談室1
- ※斎藤幸子相談委員（Tel 566-4020）丹野雅直相談委員（Tel 566-4830）の電話でも受け付けています。

ジョブプランナーによる就職相談会

問 政策推進課 まちづくり推進係（内線 2406）

- 日時 11月24日(木) 午後1時～4時
- 場所 川俣町役場1階 相談室1
- 対象者 川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方。
- 相談内容 就職相談、職業紹介、応募書類の書き方
- その他 予約不要、相談費用も無料。また、雇用保険受給者には、利用証明書も発行します。

令和5年度奨学生候補者を募集

問 学校教育課 学校教育係（内線 2003）

町では、令和5年4月に進学希望・進級予定の者で、家庭の経済的理由により、修学が困難な者に奨学資金の貸し付けをいたします。

- 募集期間 11月1日(火)～12月9日(金)
- 募集人員 それぞれ若干名 ①高等学校・高等専門学校（1～3年）②短期大学・高等専門学校（4年以上）・専修学校（専門課程）③大学
- 貸与月額

- ①高等学校・高等専門学校（1～3年）…月額35,000円以内
- ②短期大学・高等専門学校（4年以上）・専修学校（専門課程）…月額60,000円以内
- ③大学…月額64,000円以内

■返済 無利子で、卒業の6か月後から月割、又は年割により10年以内に返済

提出書類

- ①奨学生願書
- ②現に在学している学校長の奨学生推薦調書
- ③所得証明書（所得を有する家族全員の「令和4年度所得課税証明書」）
- ④家族全員の住民票

※なお、申請書類等については、高等学校・高等専門学校進学希望者は、中学校に申し出て交付を受けてください。短期大学・大学進学希望者は、教育委員会学校教育課に申し出て交付を受けてください。

川俣町職員募集（資格専門職）

問 総務課 総務係（内線 1102）

- 募集人員 ①管理栄養士(若干名)②保健師(若干名)
 - 受験資格 昭和58年4月2日以降に生まれた者で、①管理栄養士の資格を有する者又は令和5年3月31日までに資格取得見込みの者。
 - ②保健師の資格を有する者又は令和5年3月31日までに資格取得見込みの者。
 - 採用選考試験の期日、場所、方法 令和4年11月24日(木) 川俣町役場書類審査、小論文試験、面接試験
 - 合格者の採用 採用日は、令和5年4月1日までの間で調整します。
 - 受付期間 11月18日(金)まで（郵送の場合は11月18日必着）
 - 申し込み 申込用紙は役場2階総務課で交付しますので、期間内に申し込みください。
- ※詳細については町ホームページをご覧ください。

農業経営収入保険説明会及び青色申告講座

問 農林振興課 農業振興係（内線 1551）

収入保険は、全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。なお、加入できる方は、青色申告を行っている農業者（個人・法人）となります。

- 日時 11月18日(金) 午前10時～2時間程度
- 場所 川俣町役場3階大会議室・農業委員会室
- 対象者 農業者 20名 ※参加費用は無料です
- 申し込み締め切り 11月15日(火)
- 対象となる収入減少要因

自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった



市場価格が下がった



倉庫が浸水して売り物にならない



輸出したが為替変動で大損した



災害で作付不能になった



けがや病気で収穫ができない



※当日は青色申告の基本講座も開催いたします。この機会に是非ご参加ください。

【個別相談会の開催のについて】

- 日時 11月2日(水) 午前11時～午後3時
- 「A川俣飯野営農センター内にて、NOSAI担当者による個別相談会が開催されます。予約不要です。併せてご検討ください。